

無線従事者養成課程、認定講習課程の授業形態の拡大に関する意見等

整理番号	意見等	総務省の考え方
1	<p>○1:要旨 改正案に賛成する。</p> <p>(1) 修了試験で「コンピューターを使つての修了試験」が可能になる事は歓迎する。 (2) 本人確認は旅券取得の際の本人確認資料を参考にして厳格に行う事とする。 (3) e-learning方式、サテライト教室を使つての同時進行型、録画した授業を適切な管理者が同席して実施する型など授業の形態が拡大される事を歓迎する。</p> <p>2:意見 (1) 養成課程講習会等において、いわゆるe-learningによる方式に対応した改正は受講機会の拡大、経費節減等の観点から受講者および講習会等開催者の双方に有益である。</p> <p>(2) e-learning方式にあつては電磁的記録による教材を使用することになるが、受講者が自宅等で独学する方式の場合は進捗確認機能と本人確認機能を必須とすることに賛同する。</p> <p>(3) 同時受講型にあつては、いわゆるサテライト教室を設置し、管理者を置き、本教室の授業を電気通信回線で中継して本教室と同時進行で行う方式、「異時受講型」にあつては管理者立ち会いの下で、録画した授業を任意の時間に再生して行う方式が可能となる。 これは受講機会が増える事になり、講習会実施者側にとつても受講生を募集しやすくなるので歓迎する。</p> <p>(4) 修了試験の実施方式において、いわゆる「CBT試験」(パソコン画面で出題、キーボードやマウスを使つて解答を入力)の導入に賛成する。 既に情報処理技術者(ITパスポート)で実績が在るうえに民間資格にもCBT試験のものが多数現存し、実績が在るからである。</p> <p>(5) 修了試験については基本的には集合方式とする。ただし身体障害者等であつて指定試験実施場所まで出向く事が困難な者にとって、自宅や身障者向け授産施設等での修了試験実施が可能になる余地がある改正案であることは歓迎する。 審査基準として、身体障害者等特に必要と認めるときには受講者の自宅等での個別試験を認めるように明記していただきたい。</p> <p>(6) E-learning方式の本人確認には可能なら指紋認証などによるものとし、修了試験での本人確認にあつては旅券取得時の本人確認書類を参考に厳格に行う事を審査基準に明記していただきたい。</p> <p>(7) 今回の改正案を策定する前提となつたパブリックコメントにも意見を提出させていただきましたが、その際に懸念事項であつた「本人確認」以外に「身障者等への対応」を柔軟に行えるようにする事を、審査基準でよいので、できれば明文化していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【個人A】</p>	<p>○案に対する賛同意見として承ります。</p> <p>○修了試験の方法は、本人確認を厳格に行う観点から、集合形式によるものを想定していますが、認定施設者が受講者宅に訪問して行う等、本人確認を厳格に行えるものであれば、御要望のような自宅等での実施も可能としていますので、案のとおりとします。</p> <p>○修了試験の際の本人確認は、氏名及び生年月日が記載され、写真の貼付がある運転免許証やパスポートなどを想定しており、改正案(告示第250号及び告示第319号)において、それぞれ厳格に行う旨記載しています。審査基準においても、修了試験の方法は当該告示に準拠したものであることとしていますので、案のとおりとします。</p> <p>○上記(5)の回答を参照ください。</p>

<p>2) ○異時受講型授業でのセキュリティ対策で、最も難しいのは本人確認と考えます。国家資格だけではなく民間資格でも、確実な本人確認を一度も行わずに資格を付与している例を知りません。改定案の概要の中で、異時受講型授業の本人確認についての規則が不明確に感じます。受講者の利便性を損なわないことを考慮したとしても、最終の模擬試験(出口)だけは、確実な本人確認が必要と考えます。ただし、模擬試験も異時型に対応した形式(随時型)等を検討する必要があると考えます。現在のところ、確実な本人確認をする方法として、公的機関が発行した写真付身分証で、第三者が対面により受講者の顔と名前を、身分証と照らし合わせて確認するのが最善と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【プロメトリック株式会社】</p>	<p>○上記1(6)の回答を参照ください。</p>
<p>3) ○無線従事者規則第34条第7号の記述内容が、類似する規程である第21条第6号と異なる書き方となっています。後者に揃えるように書き換えることが適当ではないかと考えますが、どうでしょうか？</p> <p style="text-align: center;">【個人B】</p>	<p>○御指摘のとおり、両者の平仄を併せるように修正することとします。</p>
<p>4) ○改正案に対して賛成いたします。 理由：全国の免許取得希望者が公平に受講できる本無線従事者養成課程は、従来の同時受講型養成課程に参加することができない者に対する門戸開放である者と考えます。</p> <p>○全国の免許取得希望者が公平に、自由な場所、自由な時間に受講できる異時受講型養成課程の早期実施を要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社キューシーキュー企画】</p>	<p>○案に対する賛同意見として承ります。</p> <p>○施行については、平成25年4月1日としていますが、これは、システムの改修及び関係規定の整備及び周知等準備期間を設けることによるものです。</p>
<p>5) ○今般の無線従事者養成課程等の授業形態を拡大するという改正案の趣旨については、当協会としては賛成します。しかし、今般の無線従事者養成課程等の授業形態の拡大に関する見直しを実施するための省令、告示及び審査基準については各改正案では、異時受講型授業の導入により従来の同時受講型授業の際に比べて手続き等が煩雑になると思われる箇所が見受けられますので、事務の簡素化を要望します。</p> <p>例えば、従事者免許証の申請先については、従来、養成課程の実施場所を管轄する総合通信局へ提出することになっておりましたが、改正施行規則では、養成課程受講者の「住所」を管轄する総合通信局に改められました。</p> <p>これは、全国から受講者が集まるであろう異時受講型等の新しい授業形態には適した方法ではありません。しかし、従来方式による同時受講型の授業形態の養成課程においては、養成課程修了後、すぐに免許申請を行うため、実施場所を管轄する総合通信局へ提出したいという需要もあることから、この改正案は実態に即したものでない部分も見受けられるものです。そのため、同時受講型の養成課程にあっては、従来どおり実施場所を管轄する総合通信局にも免許申請が行えるよう要望します。</p> <p>○また、認定申請(変更)手続きについても、現状より承認事項が増えるケースがありますので、事務の簡素化の方針で臨んでいただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般財団法人日本アマチュア無線振興協会】</p>	<p>○案に対する賛同意見として承ります。</p> <p>本改正は、以下を踏まえ、免許を受けようとする者の利便性を考慮した結果、無線従事者の免許に関する事項については、総務大臣の権限の委任先を、住所を管轄する総合通信局長に統一して整理することとしたものですので、無線従事者の免許申請書の提出先については、従来どおり実施場所を管轄する総合通信局にも提出ができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本改正のうち、権限の委任先の変更については、対象とする無線従事者養成課程と認定講習課程の権限の委任先が現行の規定では相違していること。 2 本改正により、e-ラーニング等の学習方法により遠隔地に居住する者が養成課程の受講が可能となること。 <p>○認定の基準に係るものは、承認事項として整理を行ったものです。</p>
<p>6) ○今回の省令改正案の趣旨については賛成しますが、次の意見を述べさせていただきます。</p> <p>今回の改正案では、従事者免許証の申請先について、養成課程修了者の住所を管轄する総合通信局に改められています。これは改正案で示されている異時受講型等の新しい授業形態には適した方法であります。</p> <p>しかしながら、従来からの同時受講型授業における方法から見れば、受講者及び養成課程依頼団体(以下、「受講者等」という。)と認定施設者である弊協会との間における各種事務処理において、そしてまた免許申請を行う養成課程修了者と総合通信局との間における免許申請から免許受理までの間における手続き等が煩瑣になることが、これまでの認定施設者としての経験から十分に想定され、結果的には養成課程受講者の利便が損なわれることに繋がるものです。</p> <p>したがって、今回の改正に当たっても、これまで同様、同時受講型授業における場合においては、受講者の利便性、また各種手続き等における信頼性の向上に資するものとなっている従来の申請方法も、是非存続させていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【財団法人日本無線協会】</p>	<p>○案に対する賛同意見として承ります。</p> <p>御意見に対する回答については、上記5の回答を参照ください。</p>